

○新造艦艇引渡後の旅費取扱上の在勤地に関する通達

昭和 31 年 11 月 5 日

海幕経監第 301 号

海上幕僚監部経理補給部長から自衛艦隊司令・各地方総監・第 1 掃海隊群司令・東京通信隊司令・海上自衛隊各学校長・海上自衛隊各地区病院長あて

標記の件に関して、航海手当の支給上、防衛庁職員給与法施行令第 12 条の 2 第 1 項第 4 号及びその解釈運用により新造艦艇の引渡を受けた地を、しゅん工の日から始めて本来の在籍港に入港するまでの間、定係港と同様に取り扱っている関係上、従来その解釈に誤解を生じ齊一を欠くところがあったが、海上自衛隊の使用する船舶の定係港を定める訓令（昭和 30 年海上自衛隊訓令第 3 号。）第 1 条に定めるとおりその艦艇の定係港は在籍地方総監部の所在する港である。したがって旅費取扱上の在勤地も定係港である在籍地方総監部の所在地であるから行き違いのないよう処理されたい。

なお上記訓令第 2 条は船舶の籍が変わった場合の規定であるから念のため申し添える。